次期可燃ごみ処理施設建設に向けたスケジュールについて

●令和２年４月の可燃ごみ処理施設運用開始に伴い，浅川清流環境組合構成市(日野市・国分寺市・小金井市)において，下記のとおり次期可燃ごみ処理施設建設に向けた検討・協議を進めていきます。

次期可燃ごみ処理施設建設に向けたスケジュール

	項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
	施設稼働年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
①	スケジュールの策定	→														
②	ワーキンググループでの課題等の整理及び構成団体協議会等での協議		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

	項目	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度	R26年度	R27年度	R28年度	R29年度	R30年度	R31年度
	施設稼働年数	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
③	次期可燃ごみ処理施設建設場所選定作業	→	→	→	→	→	→	→								
④	次期可燃ごみ処理施設稼働に向けた作業（次期施設の本格稼働は令和32年4月）								→	→	→	→	→	→	→	→

【各項目の概要】

①　スケジュールの策定（令和２年度）

○　『日野市　国分寺市　小金井市　新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書（平成26年１月16日締結）』に基づき，令和３年度から３市で，協議を開始する。

②　ワーキンググループでの課題等の整理及び構成団体協議会等での協議（令和２年度～16年度）

○　初めに，次期可燃ごみ処理施設（以下「次期施設」という。）も３市で共同処理するための様々な課題等を抽出する。
○　課題の抽出は，各市の課長等のワーキンググループ（作業部会）で抽出作業及び各種資料を作成する。その後，構成団体協議会等で協議をする。
○　次期施設に向けた協議が整い，３市において覚書を締結するまでの期限を令和16年度末とする。

③　次期施設建設場所選定作業（令和17年度～23年度）

○　覚書締結後，国分寺市及び小金井市は，次期施設建設場所の選定作業に入ることとなる。令和23年度末には，次期施設の建設場所を決定する。

④　次期可燃ごみ処理施設稼働に向けた作業（令和24年度～31年度）

○　令和32年４月の本格稼働を目指し，令和24年度から，施設建設に向けた作業を本格的に実施していく。